

## 企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針

### I. オックスフォード・イムノテック株式会社の透明性に関する取り組み

オックスフォード・イムノテック株式会社（以下、当社）は一般社団法人日本臨床検査薬協会（以下、臨薬協）の賛助会員であり、臨薬協の定める「体外診断用医薬品企業活動倫理要綱」、「体外診断用医薬品プロモーションガイドライン」をはじめとする関係諸規範及びその精神に従って行動します。

「体外診断用医薬品の企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」についてもこれに従い、当社が行う医療機関等への活動を以下のとおり情報公開いたします。

### II. 公開の方法及び対象

#### A. 研究費開発費等

研究開発費等には、臨床性能試験や、性能評価等に関する費用、及びGVP省令などの公的規制のもと実施される副作用等報告や、製造販売後の各種調査等の費用が含まれます。

- (1) 共同研究費（年間の総額）
- (2) 委託研究費（年間の総額）

#### B. 学術研究助成費

学術の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄付金、一般寄付金、および学会等の会催費用の支援としての学会寄付金、学会共催費が含まれます。

- (1) 奨学寄付金（提供先医療機関等ごとの年間の件数・総額）
- (2) 一般寄付金（提供先医療機関等ごとの年間の件数・総額）
- (3) 学会寄付金（提供先会合ごとの金額）
- (4) 学会共催費（支出対象会合ごとの金額）

#### C. 原稿執筆等

自社製品に関する科学的な情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する対価等を含みます。なお、報酬に伴う源泉税分を加えた金額となっています。

- (1) 講師謝金
- (2) 原稿執筆料
- (3) コンサルティング等業務委託費

#### D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品の科学的な情報提供に必要な講演会、説明会等の費用を含みます。また、項目Bの学会共催のランチョンセミナー等での弁当代や項目Cの講師謝金やコンサルティング等委託業務に付随する交通費等もこの項目に含まれます。

- (1) 講演会費（年間の件数・総額）
- (2) 説明会費（年間の件数・総額）
- (3) 医学・薬学関連文献等の提供費（年間の総額）

#### E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用

- (1) 接遇費用（年間の総額）